

## (静岡県) 宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金 F A Q

## 助成制度 (新たな需要対応)

No.	項目	質問	回答
1	補助対象判断	「新たな需要」の定義は？	“コロナ禍において顕在化した”新たな需要を指す。
2	補助対象判断	明確な判断基準が無い場合、検討中の取組が補助対象になるか否かの判断がつかず、計画が立てにくい。	補助対象可否について不明瞭な場合、事業概要や見積書をメール送付いただければ、適宜、御相談に応じさせていただきます。
3	補助対象判断	以下の取組は、補助対象か？ ・少子高齢化に対応したバリアフリー化 ・インバウンド需要に対応した多言語対応	・少子高齢化やインバウンド需要は、コロナ禍において顕在化したとは言えず、事業目的として補助対象外となる。 ・ただし、事業目的の再検証によって、補助対象となる可能性がある。 ・別角度から見た場合に、コロナ禍における観光需要を取り込む要素が備わっているか等、適宜、再検討・御相談いただきたい。
4	補助対象判断	コロナ禍でのワーケーション需要の高まりを受けて、客室の執務環境を整備（室内Wi-Fi環境整備やプリンター購入等）する内容であれば、補助対象になるか？	・ワーケーション名目での施設改装経費は、本補助金の対象外。 ・ワーケーション受入環境の整備を促進する事業として『観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費補助金』があり、活用検討いただきたい。 ・本補助金の活用にあたっては、事業目的を再検証いただきたい。
5	補助対象判断	事業目的の再検証として、例えば「（仕事場としての環境整備では無く）宿泊施設環境として他者との接触を避け、室内で極力完結できる環境が望まれている」という、コロナ禍における新たな需要対応を目的とした事業計画であれば、室内Wi-Fi環境整備やプリンター購入等は、補助対象になるか？	当該事業目的及び取組内容であれば、「新たな需要対応」の補助対象として認められる。
6	補助対象判断	滞在期間中に人混みを避け、施設滞在そのものを楽しむ宿泊プランを展開するため、スポーツを楽しめるアクティビティ環境の整備を行った。「新たな需要対応」として、補助対象になるか？	当該事業目的及び取組内容であれば、「新たな需要対応」の補助対象として認められる。
7	補助対象判断	コロナ収束後の旅行需要を取り込む上で、広告塔となる商品（デザート）を開発し、宿の知名度を高めたい。デザート製造所の開設費用（必要機材、電気工事、ショーケース購入等）や広告経費（看板の設置、メディア活用経費等）は補助対象になるか？	当該事業目的及び取組内容であれば、「新たな需要対応」の補助対象として認められる。
8	補助対象判断	コロナ禍における新たな需要として、 ・小規模分散型の研修実施のためのWEB会議室 ・2日間以上の研修実施にあたり、食事等を含めて施設内で完結できること これらの需要の高まりを受け、新たな宿泊施設利用プランを展開するための経費として、 ・利用中止している宴会場のWEB会議室への改修 ・快適なオンライン環境を実現するWi-Fi等の設置費 ・プラン利用を推進するためのPR広報費 以上の経費について、「新たな需要対応」の補助対象となるか？	当該事業目的及び取組内容であれば、「新たな需要対応」の補助対象として認められる。
9	補助対象判断	複数の施設で取り組む事業も「新たな需要対応」の補助対象となるか？ マイクロツーリズムの推進として、日帰り温泉旅行に伴う旅館をまたぐ温泉巡りツアーの実施に伴うHPの作成やパンフレット費用などを複数施設で分割する等	・補助対象となる。ただし、補助金申請の条件として、事業者負担の明確化を求める。 ・例えば、見積書は申請施設において負担する費用のみを計上したものを提出いただく。（事業共同体としての見積書では、補助金額の算定上、区分が困難になると想定される。） ・なお、マイクロツーリズム等の需要取込に地域一丸で取り組むことで、パンフレット等に申請事業者以外の情報も掲載されることは、やむを得ないものとして理解する。
10	補助対象判断	自動チェックイン機の導入等、県HP上で公開中の『主な補助対象事業一覧』において、補助メニュー「新たな需要対応」と「機器等購入」の両方に記載があるものは、どちらで申請すべきか？	・受付時間の短縮等、3密防止に資する事業内容であれば、どちらでも申請可能。 ・補助率が高い「機器等購入」と補助対象事業費が高い「新たな需要対応」で使い分けていたいただきたい。 ・なお、「新たな需要対応」メニューにおいては、チェックインシステム導入による感染防止効果が無くとも、コロナ禍の旅行需要を取り込む上で有効と判断されれば、補助対象になる。